

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 一五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件 一五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一五
 - 公金の収納の事務を委託した件 一六
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一六
 - 土地改良区の解散を認可した件 一六
 - 道路の区域を変更する件 一六
- 公告
 - 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 一六
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一六
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一六
 - 農用地保全施設等の管理規程を認可した件三件 一六
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件五件 一六

告 示

福島県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居

宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤薬局材木町店	会津若松市材木町二丁目四十二	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一二二	令和四年三月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養 管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
小野観光介護サービス	田村郡小野町大字小野新町字本町一八一	田村郡小野町大字谷津作字高山三二五	小野町観光タクシー株式会社	田村郡小野町大字谷津作字高山三二五

（社会福祉課）

福島県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ヨークベニマル新笹谷店
福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

(変更後) ヨークベニマル笹谷店
福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 令和四年三月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和三年二月十一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和三年二月十一日

四 届出年月日

令和四年三月十七日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル本宮館町店 福島県本宮市本宮字館町四五番地二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)(仮称)ヨークベニマル本宮店
福島県本宮市本宮字館町四五番地二ほか

(変更後) ヨークベニマル本宮館町店
福島県本宮市本宮字館町四五番地二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 令和四年三月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和三年二月十一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和三年二月十一日

四 届出年月日

令和四年三月十七日

五 届出をした者

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 令和三年二月十一日
- 四 届出年月日
令和四年三月十七日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備えて縦覧に供する。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル小原田店 福島県郡山市小原田五丁目九九番地ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ヨークベニマル新小原田店

福島県郡山市小原田五丁目九九番地ほか

(変更後) ヨークベニマル小原田店

福島県郡山市小原田五丁目九九番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

三 変更した年月日
令和四年三月一日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 令和四年三月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 令和三年二月十一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 令和三年二月十一日

四 届出年月日
令和四年三月十七日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備えて縦覧に供する。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平谷川瀬三丁目二一番地一〇ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ヨークベニマル新谷川瀬店

福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五二街区一

(変更後) ヨークタウン谷川瀬

福島県いわき市平谷川瀬三丁目二一番地一〇ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

株式会社しまむら

代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目六〇二番一号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 令和四年三月一日

(二) 所在地 平成三十年二月二十六日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和三年二月十一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 株式会社ヨークベニマル代表者の氏名 令和三年二月十一日

(二) 株式会社ヨークベニマルの住所 令和三年二月十一日

(三) 株式会社しまむら代表者の氏名 令和二年二月二十一日

(四) 株式会社しまむらの住所 令和三年一月二十四日

四 届出年月日

令和四年三月十七日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第二三三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 変更した事項
ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ヨークタウン新上荒川

福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか

(変更後) ヨークタウン上荒川

福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか

三 変更した年月日

令和四年三月一日

四 届出年月日

令和四年三月十七日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第二三三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土屋 裕雅

(変更後) 代表取締役 高家 正行

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土屋 裕雅

(変更後) 代表取締役 高家 正行

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成三十一年三月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成三十一年三月一日

四 届出年月日

令和四年三月十七日

五 届出をした者
株式会社カインズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年四月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千四十平方メートル

(変更後) 二千三百五十九平方メートル

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (一) 数 六箇所

(一) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) (一) 数 五箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和四年十一月十八日

四 届出年月日

令和四年三月十七日

五 届出をした者

株式会社カインズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金

助成法(昭和三十一年法律第百二二号)第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金及び遅延損害金の収納の事務
二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地の一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号

三 収納の事務を委託する期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(農業経済課)

福島県告示第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和四年三月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十四日認可した。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から令和四年三月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十四日認可した。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により、遠野土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和四年三月二十三日認可した。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上名 倉飯坂伊 達線	福島市大笹生字月崎一 番二地先から 同 市大笹生字北谷地 一八番五地先まで	変更前	三〇・〇	九三・五
		変更後	七九・五 一三三・八	九三・五

(道路計画課)

公 告

公告第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、請戸川土地改良区の役員の仕事に変更があった旨届出があった。
 令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

住所

理事 阿部 利一 変更前 宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目一〇番二五号角五郎市営住宅三棟三〇六

変更後 宮城県仙台市泉区住吉台東一丁目一一番地の一六

(農村計画課)

公告第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和四年四月一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

請戸川土地改良区
退任した役員

役別 氏名

住所

- | | |
|----------|-----------------------|
| 理事 吉田 数博 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 伊澤 史朗 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 門馬 和夫 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 泉田 重章 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 志賀 稔宗 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 小林 正幸 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 小牛田 一男 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 竹野 光雄 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 西内 文夫 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 安部 善治 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 山田 幸人 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 中野 弘寿 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 高橋 美雄 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 泉田 健一 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 水谷 隆 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 早川 英夫 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 本田 彰三郎 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 井戸川 晴美 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 佐藤 孝男 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 大浦 泰夫 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 谷 充 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 阿部 利一 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 吉田 頼長 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 愛澤 格 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 井戸川 節夫 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 木幡 敏郎 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 就任した役員 | |
| 役別 氏名 | 住所 |
| 理事 吉田 数博 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 伊澤 史朗 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 門馬 和夫 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 泉田 重章 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 志賀 稔宗 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 小牛田 一男 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 竹野 光雄 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |
| 同 安部 善治 | 同 郡双葉町大字新山字下一条一五六番地の二 |

同	中野 弘寿	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	早川 英夫	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	吉田 頼長	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	大浦 泰夫	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	杉本 正宏	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	原田 榮	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	桑原 泉	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	氏家 勝則	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	伊澤 和夫	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	澤上 榮	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	愛澤 格	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	井戸川 節夫	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	西尾 富雄	同 郡同 町大字立野字雁北二番地
同	谷田 謙一	同 郡同 町大字立野字雁北二番地

(農村計画課)

公告第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
会津東部土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

監事 横山 正治 会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原二二番地

(農村計画課)

公告第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、下野堰頭首工管理規程について、令和四年三月二十三日次のとおり認可した。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 管理規程を定めた者の名称
会津大川土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取

- 水するものとする。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
暴風雨、地震、その他の原因により、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。
- 4 その他施設の管理に關し必要な事項
頭首工管理者は、頭首工を操作した場合においては、当該頭首工の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)

公告第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、西後庵堰頭首工管理規程について、令和四年三月二十三日次のとおり認可した。

令和四年四月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 管理規程を定めた者の名称
会津大川土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
暴風雨、地震、その他の原因により、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

4 その他施設の管理に關し必要な事項
頭首工管理者は、頭首工を操作した場合においては、当該頭首工の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

公告第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、鶴沼三堰頭首工管理規程について、令和四年三月二十三日次のとおり認可した。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

- 一 管理規程を定めた者の名称
会津大川土地改良区
- 二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月十五日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

暴風雨、地震、その他の原因により、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理者は、頭首工を操作した場合には、当該頭首工の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

（農村計画課）

公告第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、五ヶ市堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（令和元年災）の工事は、令和三年三月三十一日完了したので公告する。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、釜池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業）（ため池等整備

事業（ため池整備工事）の工事は、令和三年八月十一日完了したので公告する。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、中石井地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（通作条件整備型））の工事は、令和三年十二月二十二日完了したので公告する。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、黒川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業）（ため池等整備事業（用排水施設整備（土砂崩壊防止）））の工事は、令和四年一月二十日完了したので公告する。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、岡ノ内堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（令和元年災）の工事は、令和四年二月九日完了したので公告する。

令和四年四月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）